

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（規則六 七三）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「法第二十二條の四第一項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第二条及び第三条第二項の規定を適用する。